

## 各務原市企業立地助成金審査会設置要綱

(平成21年2月18日決裁)

### (設置)

第1条 市内の工業団地等に立地しようとする企業に対して各務原市企業立地助成金の交付の可否を選考するため、各務原市企業立地助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、民間事業者等が造成する工業団地等のうち、市長が特に認めた工業団地等に立地しようとする企業で各務原市企業立地助成要綱（平成16年6月16日決裁）第2条に規定する各務原市企業立地助成金の交付を受けようとする企業の選考に関する事務を行う。

### (組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は産業活力部商工振興課長をもって充て、副委員長は企画総務部企画政策課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画総務部総務課長
- (2) 企画総務部財政課長
- (3) 市民生活部税務課長
- (4) 市民生活部市民税課長
- (5) 市民生活部資産税課長
- (6) 市民生活部環境室環境政策課長
- (7) 都市建設部都市計画課長
- (8) 都市建設部建築指導課長
- (9) 水道部下水道課長

### (会議)

第4条 委員長は、必要に応じて審査会を招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (庶務)

第5条 審査会の庶務は、産業活力部商工振興課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月2日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成30年5月24日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。